

商工会かわら版

NO 3 号 令和元年 10 月

●飯南町商工会 TEL:76-2118・FAX:76-2955

支援センター TEL:72-0907・FAX:72-1239

HP <http://iinan.shoko-shimane.or.jp/>

Facebook [ja-jp.facebook.com/iinanshoko/](https://www.facebook.com/iinanshoko/)

★「軽減税率制度」に対応する 領収書の発行について



10月1日より消費税率が改定されました。今後は領収書の発行の際には8%・10%の区分が必要となります。

領収書(レシート含)発行時には下記の内容の記載をよろしくお願いします。

＜旧レシート・手書き領収書を発行する場合＞

- 消費税8%のみの売上の場合
⇒「すべて軽減税率対象」を記入
- 消費税8・10%が混在する売上の場合
⇒「✓は軽減税率(8%)対象品目」
8%〇〇円・10%〇〇円」を記入
(※8%の購入品目には「✓」をつける。)

消費税対応レジのレシートは上記内容が自動的に記載されています。

※詳しい内容については藤原・安食まで

★働き方改革・経営計画策定セミナー の開催について



商工会では雇用環境の改善・経営計画策定(事業承継等)について下記の日程でセミナーを開催いたします。

- 場所 飯南町商工会 研修室(赤名)
- 時間 19:00~20:30(1時間30分)
- 内容
 - ・10月23日(水)
雇用環境の改善(働き方改革について)
講師 社会保険労務士 系原るい先生
 - ・10月30日(水)・11月5日(火)
経営計画策定について
講師 公認会計士 大倉宏治先生

★先進地視察研修の開催

商工会では当町のキャッシュレスポイント還元を推進を図るため、キャッシュレス推進に取り組んでいる商店街について視察研修を計画しました。

- 日程⇒11月22日(金)~23日(土)
1泊2日(宿泊地 大阪)
 - 場所⇒大阪・神戸方面
 - ・商店街視察(大阪)キャッシュレス化先進地
 - ・工場視察⇒大阪造幣局・企業視察(神戸)
- ※18日(金)までにご連絡をお願いします。
※詳しい内容は 藤原まで

★島根県の最低賃金が改正されました。 時間額 790 円 (R元年 10/1~)



最低賃金は、都道府県ごとに決められており、毎年改定されています。今年の前年の時間額764円から26円増の時間額 **790円**が島根県の最低賃金です。

★第2期分の労働保険料の口座引き 落としは10月31日です。

第2期分の労働保険料の納付期限が来ております。商工会へ労働保険の事務委託をされている事業主の方は第2期分の労働保険料を10月31日(木)に口座引き落としさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

★飯南町ビジネスプラン コンテスト開催

【募集テーマ】 <ビジネスプランの作成>

- ・飯南町の地域資源や遊休施設等を活用。
- ・地域の課題解決につながるもの。
- ・U・Iターン者で、新たな事業を展開する。

【賞金】 優秀賞 賞金50万円

【応募締切】 令和元年11月7日(木)必着

【対象者】 新規創業(第2創業者も含む)

【応募条件】 3年以内に事業を開始すること

※詳しい内容は 産業振興課 林まで